

かすみがうら市教育委員会 7 月定例会会議録

1 招 集 期 日

平成 3 0 年 7 月 2 2 日 (火)

2 招 集 場 所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	宮 本 雪 代
委 員	坂 本 雅 子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	辻 和 徳
学 校 教 育 課 長	加 藤 洋 一
生 涯 学 習 課 長	仲 澤 勤
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 室 長	岡 野 浩 則
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 英 憲
千代田中地区公民館長	川原場 宗 徳
下稲吉中地区公民館長	〃
図 書 館 長	齋 藤 明
学校教育課課長補佐	岩 田 幸 生
学校教育課総務担当係長	阿 部 佳 子

6 協 議 事 項

- 1) 議案第 1 7 号 かすみがうら市教育支援センター設置規則の一部を
改正する規則について
- 2) 議案第 1 8 号 かすみがうら市立学校事務の共同実施に関する規程の
一部を改正する訓令について
- 3) 議案第 1 9 号 かすみがうら市運動部活動の方針の策定について

7 会 議 の 大 要

開会 午前 9 時 00 分

事務局：起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長よろしくをお願いします。

教育長：おはようございます。
それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、7月の定例教育委員会を開催いたします。
次に「教育長報告について」私より報告させていただきます。
資料教育長動静により報告する。(7月の教育長事務報告、内容省略)
以上でございます。
ただいまの報告について、何かご質問等ございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長：特にございませんか。

委員：19日の千代田中学校統合小学校策定委員会の内容について、どういうことがあったのか教えていただきたいのですが。

教育長：それでは、学校教育課長にお願いいたします。

学校教育課長：議題といたしましては、昨年の2月に第5回の策定委員会を行いまして、それ以降策定委員の方々からご意見ご要望を書面でいただきました。5名の方々からいただきました。それから小中先生方で組織します小中一貫教育推進委員会、こちらでも計画書を見ていただきまして、意見をいただいております。そういった意見のこういった意見があったかというのをご説明しております。どんな内容かといいますと、策定委員から出された意見の抜粋といたしましては、癒しの空間として中庭の有効活用をしてください。それからバスの乗降場は、一方通行でロータリーの形にしてみたい。それから学童保育の遊び場は、道路から離れたところに設置をしてほしい。それから小学校の直接統合とは関係ないのですが、四万騎十字路が、朝に渋滞するので、右折の車線を設置してもらえれば、混雑の解消になるのではないかという意見がございました。先生方で組織する小中一貫推進委員会の中で出された意見としましては、特別支援教室、こちらを小中3部屋ずつ必要ではないか、それから保健室はグラウンドに近いほうが良い。それと職員室と保健室は日頃、連絡が密にできるように近い方がよいのではないのか。それから特別教室は、椅子の高さが調整できれば小中別に作る必要はないのではないかといったご意見がありまして、これらの内容を説明させていただきました。以上です。

教育長：その他、ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長：特にないようでしたら、議事に入ります。
最初に議案第17号「かすみがうら市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局学校教育課の説明を求めます。

学校教育課長： それでは資料3ページになります。議案第17号「かすみがうら市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則について」、平成30年7月24日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。標記の件について、かすみがうら市教育支援センター設置規則（平成23年かすみがうら市教育委員会規則第1号の一部）を別紙のように改正するものです。別紙については次ページになります。

平成30年かすみがうら市教育委員会規則第3号 かすみがうら市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則 かすみがうら市教育支援センター設置規則（平成23年かすみがうら市教育委員会規則第1号の一部）を次のように改正するものでございます。第2条中「かすみがうら市中佐谷1250番地」を「かすみがうら市中佐谷1205番地」に改めるものでございます。理由といたしましては以前、センターがあった場所は海洋センター入り口の正面の建物の2階にあったわけですが、現在、右奥のプールの奥、高齢者センターの中に設置してあるということで、同じ敷地ではあるのですが、番地が前の建物が1250番地、今の場所が1205番地ということで今回改めるものでございます。説明は以上です。

教 育 長： ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長： では、質疑がないようですので、議案第17号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長： ご異議なしと認めます。よって、議案第17号については、原案のとおり決します。

次に議案第18号「かすみがうら市立学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局学校教育課の説明を求めます。

学校教育課長： 議案第18号「かすみがうら市立学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令について」平成30年7月24日提出 かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。標記の件について、かすみがうら市立学校事務の共同実施に関する規程」（平成28年かすみがうら市教育委員会訓令第5号の一部）を次のように改正するものです。ページをめくっていただきまして、平成30年かすみがうら市教育委員会訓令第3号 かすみがうら市立学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令 かすみがうら市立学校事務の共同実施に関する規程（平成28年かすみがうら市教育委員会訓令第5号の一部）を次のように改正するものでございます。第3条第3項第2号から第4号までの規定中、「会長」を「会長または副会長」に改め、同項第5号中、「部長」を「部の部長または副部長」に改めるものでございます。理由といたしましては、市内で組織します教職員の各部会、例えば校長会であるとか教頭会であるとか、教育研究会等の役員を多数なさっており、限定をしてしまうと一人の人に役員が重なってしまったり、ある学校に役員が集中してしまうということがありますので、今回、「会長または副会長」あるいは「部長または副部長」に改めることで、なるべく役が重ならないようにするためでございます。説明は以上です。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようなので、議案第18号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : 異議なしと認めます。よって議案第18号については、原案のとおり決します。

次に議案第19号「かすみがうら市運動部活動の方針の策定について」を議題といたします。それでは、事務局教育指導室の説明を求めます。

教育指導室長 : 議案第19号「かすみがうら市運動部活動の方針の策定について」平成30年7月24日提出 かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。標記の件について、「かすみがうら市運動部活動の方針について」別紙のとおり策定する。主な点について、ご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。運動部活動の基本的な考えといたしまして(1)学校の教育目標に基づき運動部活動を計画的に実施すること。11ページ(2)学校全体の教育活動として、適切な運営部活動の運営を図っていく。(3)保護者及び地域に対し、積極的に運動部活動に関する情報提供、学校の運動部活動に係る活動方針や運動部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画等を行う。(4)学校は運動部活動の運営に関する校内組織体制として、運動部活動運営委員会(仮)等を設置とあります。この4点が、基本的な考え方としての重点です。2番、運動部活動の活動時間でございます。(1)特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。(2)運営部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動を行う。12ページ(3)1日の活動時間は、平日は2時間程度まで、休業日(学期中の土曜日・日曜日を含む)は3時間程度までとする。(4)1週間当たりの活動時間の上限は16時間未満とする。大会前に活動時間の調整を行う場合においても、16時間未満で計画する。3番、運動部活動の休養日の設定でございます。(1)学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」)はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。13ページでございます。(2)定期テスト及び学力調査前の3日間は休養日とする。(3)長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。表4に示されておりますとおり、夏季休業中は8月13日～15日(学校閉庁日)を含む連続した6日間、冬期休業日においては12月29日から1月3日(学校閉庁日)の6日間としました。4番、運動部活動の朝の活動。(1)原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していくとしております。次のページ14ページでございます。この期間(大会前)は校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする必要があるため、週2日間の休養日を確保し、かつ1週間の合計活動時間が16時間未満となる範囲ならば、「朝の活動」、「休養日の振り替えの例外」を行うことができるとしてあります。5番、学校単位で参加する大会等の見直し。(1)生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、県総体・県新人大会

を含め、年間12大会程度まで（一ヶ月あたり1大会程度が望ましい）としております。6番、15ページの（1）の3つ目です。市教育委員会及び学校は、特に競技及び指導経験のない運動部顧問を対象として、効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、運動部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図るとしています。（2）学校の取組の2つ目、特に、運動部顧問が、地域のスポーツ団体のコーチ等として部活動以外の時間にも生徒の指導に当たることにより過重な負担が生じることがないように、地域のスポーツ団体や保護者との連携・協力に努めるとしています。16ページ、7番、文化部の活動です。文化部の活動については、文化部活動の特性を踏まえつつ、個々の方針に準じた取扱いをすることとしております。9番、この方針に定めるもののほか、運動部活動の運営等に関して必要な事項は、スポーツ庁から出されているガイドライン及び茨城県教育委員会から出されている運動部活動の方針に則り、市教育委員会で定めるとしてしております。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 15ページなのですが、運動部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの、という「涵養」というすごく難しい表現が出ていますけれども、こういう表現がよろしいのでしょうか。

教育指導室長 : この表現に関しまして協議したのですが、県の方針でも同じようになっておりましたので、同じ方が良いかなということなのですが、県に準じなければいけないということではないので、もう一度検討いたします。

委 員 : 「涵養」という言葉の意味や漢字も分かる人ばかりいないと思います。もう少しわかりやすい表現があるのかと思って伺いました。

教 育 長 : もっと解りやすい語彙があれば、その語彙に修正することを考えるということではよろしいですか。

教育指導室長 : 「醸成」という言葉は如何でしょうか。

教 育 長 : 委員さん、どうでしょうか。

委 員 : お任せいたします。随分難しい言葉が出てきたなと思い、お伺いした次第です。

教 育 長 : 他に何かご質問ございますか。

委 員 : 霞ヶ浦中は、非常に部活動で良い成績を残しており、その分張り込んでいると思うのですが、校長のリーダーシップの下、16時間未満の範囲ならばというと、現実的に2時間、毎日普通日にできるというのは、夏季の時間だけだと思います。子供たちが部活動できるのは4時から6時までの2時間、夏季の間はできると思いますが、9月中旬を過ぎると日が沈むのが早くなり、通学バスの時間との兼ね合いもあるので、年間を通して、大会前に朝の活動を実施した場合の部活動時間の設定例はないのでしょうか。

教育指導室長 : 国のスポーツ庁からの条件として、子供たちのバーンアウト（燃え尽き

症候群)を防ぐという観点で、1週間の中で16時間未満で活動するという方針が出されております。県もその方針に則りまして、16時間という規定が謳われております。委員のご指摘のとおり、夏季ではこの2時間を確保できると考えられるのですが、冬季に関しては、この時間的なものに関しましては、かなり厳しいと思います。他市町村の状況・情報を集めたところ、冬季の時間に関して、下校時刻まで時間をどのように調整するかということで、例えば、学校の日課を冬日課という形にして調整し、なるべく早く子供たちが活動できるようにするという案が出されております。この後は、学校との日課表を含めた調整が必要になってくるかと思っています。部活動の放課後延長に関しましては、市内全校とも認めておりません。

委員： 「校長のリーダーシップの下」というのを読みかえれば、冬季の2時間が確保できない分、休養日にやっても良いという校長の判断もあると思います。例えば、霞ヶ浦中学校でバレーボール部はかなり強いので、とてもこのような短時間では鍛えられないと思います。「校長のリーダーシップの下」を読みかえれば、大きな大会に出場するような活躍しているところは、休養日なども部活動をやっても良いとある程度してあげないと、と思います。文部科学省が規制として出してきたのも解りますが、そういうところをいくらか自由にしてあげないと子供たちがかわいそうかなと思います。活躍できている子供たちのことを考えると「リーダーシップ」を読みかえれば、上手くできるのではないかと思います。

教 育 長： 委員の提案を今後十分汲んで対応できるように、生徒や保護者の願いもありますので、合意形成を図っていくことが大事ですし、それを踏まえて進めていくようにしたいと思います。

教 育 長： その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長： 質疑がないようですので、議案第19号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長： ご異議なしと認めます。よって議案第19号については、原案のとおり決します。

次に事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より順次説明をお願いいたします。

学校教育課の事業報告及び計画を説明
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

生涯学習課の事業報告、計画及び訂正箇所を説明
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

スポーツ振興課の事業報告及び計画を説明
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

歴史博物館の事業報告及び計画を説明
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

図書館の事業報告及び計画を説明
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑はございませんか。

委 員 : 生涯学習課 社会教育担当の7月13日、非行防止キャンペーン神立付近の活動内容をもう少し詳しく教えてください。

生涯学習課長 : 7月13日の非行防止キャンペーンですが、朝7時に集合し、のぼり旗等で周知しまして、ティッシュを配布して夏休みに向けた非行防止という内容でございます。終了は、ティッシュ配布完了の午前7時50分ぐらいです。

委 員 : ティッシュ配りは何人ぐらいで行ったのですか。

生涯学習課長 : 青少年相談員が19名、事務局3名の合計で22名で実施しました。

その他質問ございますか。

委 員 : 生涯学習課で7月29日にあじさい館、8月5日は千代田公民館で夏休み絵画教室という人気の企画でたくさん人が集まっているのですが、先生はどういった方で、どういう内容で絵画教室が開かれているのか教えていただけますか。

霞ヶ浦中地区公民館長 : 例年人気で1日ぐらいで定員に達してしまう教室なのですが、昨年度までは1日だけあじさい館で実施していたのですが、非常に好評ということで、今年からあじさい館と千代田公民館に分けて実施予定でございます。2日に分けたのですが、相変わらず人気で、2日程度で定員いっぱいになってしまっております。講師につきましては、市の文化協会加盟団体の彩友会の会員さんで、当日4名から5名の方が子供たちに絵の手法を教えるということで、主に水彩画の塗り方や構図の取り方を講師の先生から子供たちに教えていただいております。

教 育 長 : その他質問ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : それではその他の事項に入ります。何かございますか。

委員： 議事とは関係ないのですが、提案させていただきたいのですが、危険な暑さが続いている7月ですけれども、この暑さが9月まで続いた場合に、運動会が安心して開催できるのか教育委員会含め、学校の先生方や保護者の方々、すべての方々が心配をしていると思うのですが、9月になれば今よりは大丈夫なのかなと思うのですが、例年とは違うかなと心配しております、対策などは考えているのかお伺いします。

教育長： 委員さんの今のご意見に対する現時点での教育委員会としての考えを教育部長お願いします。

教育部長： 中学校につきましては、千代田中学校はすでに開催されておりますが、残りの中学校は9月上旬ということで予定されております。中学校につきましては、今後の気温の状況等を勘案いたしまして、検討をさせていただきたいと思います。小学校につきましては以前、9月上旬に開催されていたかと思いますが、やはり気温が高いという時がありまして、熱中症になられたお子さんがたくさん出たという年がございまして、それ以来9月下旬になったかと思いますが、小学校につきましては今のところ、特段対策は考えていないということでございます。

教育長： いずれにしても子どもの安全、健康状況を第一に考えて、今後、天候の状況に応じて、十分対応を考えて臨むということで、現在のところはそのような考えでおります。とにかく亡くなる方が出るようなことがあっては絶対にならない訳で、その辺を充分考慮して対応し教育委員会全体としてそのような方向で臨むという現時点での考えということでご理解いただければと思います。

教育長： その他何かございますか。

委員： 我々教育委員が集まるのは月に1回で、いろいろな議題が出て、ほとんどが承認ということですが、こちらから質問した内容はその月だけで終わってしまう場合が多いですね。先月に私がプールのことを言ったのですが、先程、学校教育課長からもっと良い方法があるかもしれませんので、もう少し時間を下さいと言われました。教育委員会は私たち教育委員に突然質問されても、なかなかすぐ対応できない場合があると思うのですが、その月にそれが終わってしまったのはダメだと思います。ですので、その他の時に、先月に委員から出た質問等については、今のところはこうなっている・もう少し時間が欲しいなど、必ず回答を出してほしいと思います。そうすれば、我々の考えたことが子供たちに反映していくのではないかと思います。前に図書館で芥川賞と直木賞のコーナーを作ったらどうだろうかと言ったら、直ちにやっただいて、本を借りに来た方が、だいたい借りたということです。それと同じように、我々がここで一度話したことをその月で終わりということがないように、先月のことはこういうことで話が進めますなど、予算の関係で出来ることや出来ないこともあると思いますが、それは正直に言っていただければ我々としてもありがたいと思います。

教育長： 委員の今のご意見につきまして、先程の中学校体育祭の対策について、教育委員会の対応を8月の定例教育委員会で説明できるようにしていただければと思います。

その他何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。
次回の定例教育委員会は8月21日(火)午後2時から霞ヶ浦庁舎大会
議室で行いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : それではそのようにいたします。
本日の定例教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠にあり
がとうございました。

事 務 局 : 起立、礼。

閉 会 午前10時00分